

「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領」新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 省略</p> <p>(現場代理人の常駐義務緩和の要件)</p> <p>第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。</p> <p>(1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。</p> <p>(2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。</p> <p>(3) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間。</p> <p><u>(4) 請負金額が500万円未満の工事。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。</u></p> <p>2 当該工事の現場代理人が他の企業団発注工事の現場代理人(主任技術者を兼務する場合を含む。)を兼任することについて、受注者から申し出があり、次に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。<u>ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。</u></p> <p>(1) 次のア及びイの条件を満たすもの。</p> <p>ア <u>兼任する工事は、前項第1号から第3号に該当するものを除き、</u>すべて請負金額が<u>4,000万円未満</u>(建築一式工事にあつては<u>8,000万円未満</u>)であること。</p> <p>イ <u>兼任する工事は、前項第4号に該当するものを除き、</u>当該工事を含め2件までであること。</p> <p>3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申し出があつたときは、前項第1号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。なお、取扱いについては別紙のとおりとする。</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(現場代理人の常駐義務緩和の要件)</p> <p>第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。</p> <p>(1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。</p> <p>(2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。</p> <p>(3) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間。</p> <p>(追加)</p> <p>2 当該工事の現場代理人が他の企業団発注工事の現場代理人(主任技術者を兼任する場合を含む。)を兼任することについて、受注者から申し出があり、次に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。</p> <p>(1) 次のア及びイの条件を満たすもの。</p> <p>ア <u>対象工事は</u>すべて、請負金額が<u>3,500万円未満</u>(建築一式工事にあつては<u>7,000万円未満</u>)であること。</p> <p>イ <u>対象工事は、</u>当該工事を含め2件までであること。</p> <p>3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼任することについて、受注者から申し出があつたときは、前項第1号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。なお、取扱いについては別紙のとおりとする。</p>

「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領」新旧対照表

改正案	現 行
<p>(現場代理人を兼任させる場合の事務)</p> <p>第3条 受注者は次の各号に該当するときは、企業団に対し届出を行うものとする。</p> <p>(1) 契約締結時の書類について</p> <p>受注者は、現場代理人の兼任を希望する工事の契約を締結する場合、契約締結時に主任技術者等選任通知書(写)に加えて、現場代理人兼任届(別記第1号様式)を提出する。</p> <p>(2) 兼任の解除及び変更について</p> <p>ア 兼任している工事の一方が竣工(企業団の引渡後)した場合等、現場代理人を兼任する必要がなくなったときは、契約継続中の工事について、現場代理人兼任解除届(別記第2号様式)を提出する。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する場合は、兼任をしている工事について現場代理人変更届(企業団建設工事適正化指導要領様式第9号)を提出する。</p> <p>(ア) 設計変更により、一方の工事の請負金額が<u>4,000万円以上</u>(建築一式工事にあつては<u>8,000万円以上</u>)となった場合。</p> <p>(イ) 病気・死亡・退職等特別な場合で、企業長がやむを得ないと認めた場合。</p> <p><u>2 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、前項の規定を準用するものとする。</u></p> <p>第4条 省略</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事に適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成28年6月1日から施行する。</p>	<p>(現場代理人を兼任させる場合の事務)</p> <p>第3条 受注者は次の各号に該当するときは、企業団に対し届出を行うものとする。</p> <p>(1) 契約締結時の書類について</p> <p>受注者は、現場代理人の兼任を希望する工事の契約を締結する場合、契約締結時に主任技術者等選任通知書(写)に加えて、現場代理人兼任届(別記第1号様式)を提出する。</p> <p>(2) 兼任の解除及び変更について</p> <p>ア 兼任している工事の一方が竣工(企業団の引渡後)した場合等、現場代理人を兼任する必要がなくなったときは、契約継続中の工事について、現場代理人兼任解除届(別記第2号様式)を提出する。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する場合は、兼任をしている工事について現場代理人変更届(企業団建設工事適正化指導要領様式第9号)を提出する。</p> <p>(ア) 設計変更により、一方の工事の請負金額が<u>3,500万円以上</u>(建築一式工事にあつては<u>7,000万円以上</u>)となった場合。</p> <p>(イ) 病気・死亡・退職等特別な場合で、企業長がやむを得ないと認めた場合。</p> <p>(新設)</p> <p>第4条 省略</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事に適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成28年6月1日から施行する。</p>

「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領」新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(追加)</p>